総合評価落札方式（施工計画型・技術提案型）の試行について

令和８年７月

熊本市

目　次

１　総合評価方式の型式　・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 1
２　評価値算出の方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 2
３　評価項目・配点について　・・・・・・・・・・・・・・　P. 3
４　提案の評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 4～ 7
５　ヒアリングの実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 8
６　秘密の保持　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 8
７　総合評価審査会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 8
８　学識経験者の意見聴取　・・・・・・・・・・・・・・・　P. 8
９　入札の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P. 9
10　結果の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.10
11　評価内容の担保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.11
12　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　P.11

1　総合評価方式の型式

本市においては、入札参加者の企業及び配置予定技術者の施工実績等に対する評価と入札価格とを総合的に評価して落札者を決定する「簡易型」の総合評価方式を平成 24 年度（2012 年度）から本格実施しています。

これに加え、簡易な施工計画を求める「施工計画型」及び構造上の工夫や特殊な施工方法などの技術提案を求める「技術提案型」を試行します。

＜熊本市で実施する総合評価方式の型式＞

型　式	簡易型	【試行】施工計画型	【試行】技術提案型
概　要	技術的な工夫の余地の小さい一般的な工事について、施工計画の評価を必要とせず、同種・類似工事の実績、工事成績等に基づく技術能力の評価と入札価格とを総合的に評価するもの。	技術的な工夫の余地が大きい工事について、品質確保（向上）、安全確保（向上）、施工上の課題及び配慮すべき事項に関する施工計画の提案や同種・類似工事の実績等に基づく技術能力の評価と入札価格とを総合的に評価するもの。	高度な技術提案を要する工事について、工事目的物の性能・機能及び社会的要請に関する技術提案や同種・類似工事の実績等に基づく技術能力の評価と入札価格とを総合的に評価するもの。
落札者の決定方法	除算方式（履行確実性評価価格）		
評価項目	・企業の評価 ・技術者の評価	・ 品質確保（向上）、安全確保（向上）、施工上の課題及び配慮すべき事項に係る施工計画の提案 ・ 企業の評価 ・ 技術者の評価	・ 工事目的物の性能・機能及び社会的要請に関する施工上の工夫等に係る技術提案 ・ 企業の評価 ・ 技術者の評価
技術評価点	標準点（75 点）＋加算点（25 点）		標準点（100 点） ＋加算点（30 点）

＜目的・期待される効果＞

施工計画型及び技術提案型においては、企業が有する高い技術力を有効に活用することにより、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減、環境対策、工期の短縮等の施工の効率化が図られることなど、一定のコストに対して得られる品質が向上し、公共事業の効率的な執行につながることが期待されます。

２　評価値算出の方法

総合評価方式においては、評価値が最も高い者を落札者とします。

評価値は、簡易型と同様、履行確実性評価価格により算出します。これは入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、履行確実性が低下するものとして、以下の＜評価値の算出式＞により評価値に反映させる方式です。このため、入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合は評価値が低下するのみで、失格にはならず、入札価格に関する書類審査及びヒアリング等も行いません。

また、履行確実性評価価格は、以下の＜履行確実性評価基準額算定基準＞により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。なお、履行確実性評価基準額（消費税抜。以下同じ。）の算定基準は、最低制限基準額の算定基準と同じです。

＜評価値の算出式＞

・ 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」以上の場合
　評価値　＝　技術評価点／入札価格

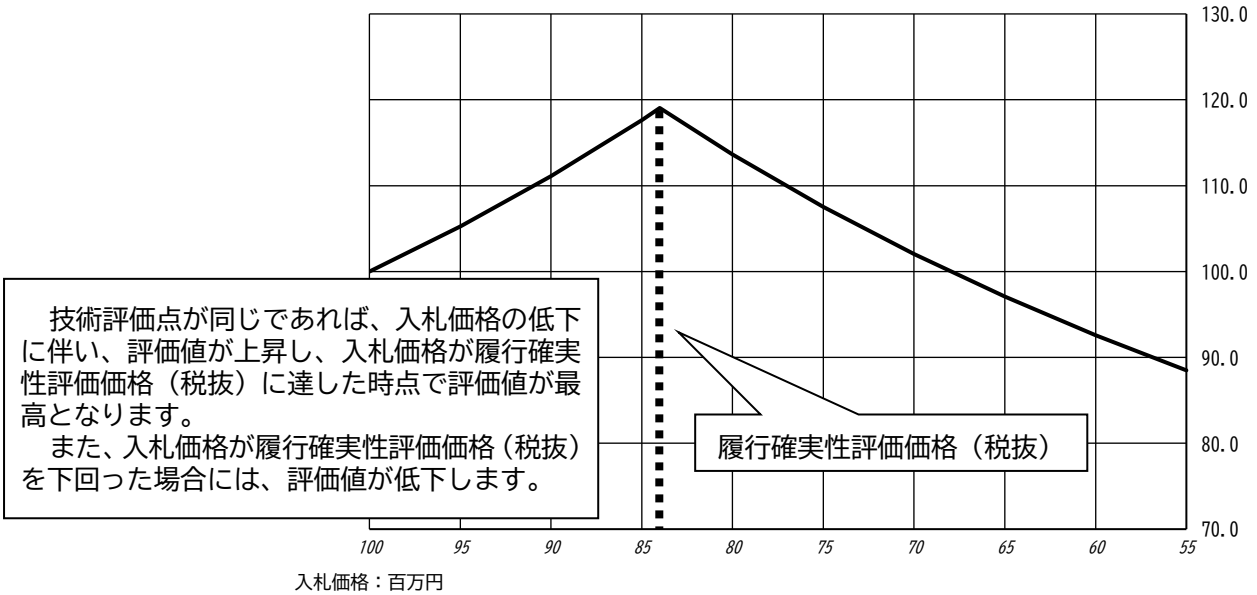
・ 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」未満の場合
　評価値　＝　技術評価点／（履行確実性評価価格（税抜）＋（履行確実性評価価格（税抜）－入札価格））

＜履行確実性評価基準額算定基準＞

直接工事費×97％ ＋ 共通仮設費×90％ ＋ 現場管理費×90％ ＋ 一般管理費等×68％の合計
≪上限額及び下限額≫　予定価格の 92％～75％
※　履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。

➔　履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として、当該額を下回らないように市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

＜評価値の変動例＞



3　評価項目・配点について

評価項目、評価基準及び配点は、工事の特性等を考慮して案件ごとに設定します。

＜配点設定例＞

評価項目		簡易型	施工計画型	技術提案型
企業の評価	同種工事の施工実績	4点	2点	3点
	工事成績評定点	5.5点	3点	1点
	工事表彰の有無	1点	1点	0.5点
	ＩＳＯ等の取得・CCUS 事業者登録・ボランティア活動の実績・消防団協力事業所の認定	0.5点	－	－
	防災協定の締結・災害時応急活動の実績	0.5点	－	－
	本店又は営業所等の所在地	－	1点	1点
	地場企業の活用	0.5点	1点	1点
	受注工事件数	1点	1点	－
	指名停止の状況	0点(▲2点)	0点(▲1点)	0点(▲1点)
	①　小　計	13点	9点	6.5点
配置予定技術者の評価	配置予定技術者の資格及び雇用状況	2点	2点	－
	同種工事の施工経験	4点	2点	3点
	工事成績評定点	4点	3点	－
	優良工事の技術者表彰の有無	1点	1点	0.5点
	継続学習制度の受講	0.5点	－	－
	若手・女性技術者の追加配置	0.5点	－	－
	②　小　計	12点	8点	3.5点
③　施工計画の提案		－	8点	－
④　技術提案		－	－	20点
⑤（①+②+③+④）	**加算点計**	**25点**	**25点**	**30点**
⑥	標準点	75点	75点	100点
⑦（⑤+⑥）	**技術評価点計**	**100点**	**100点**	**130点**

※ＷＴＯ案件については、地域要件に該当しない評価項目のみとします。
※簡易型については、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事における配点を配点設定例として記載しています。

４　提案の評価

＜施工計画に係る提案の評価（施工計画型）＞

企業の技術的能力や発注工事内容の理解度を評価するもので、工事内容を勘案して以下の(1)～(3)の３つの視点の中から発注者が求めている施工計画課題の意図を入札参加者が把握できるよう４項目の評価項目を設定し、入札公告で明示します。入札公告に示した評価項目について、設計条件や現場条件等を考慮し、標準（設計書、仕様書、関係法令に基づき行うべき内容）を上回り、工事の品質向上が見込める具体的な提案を評価します。

(1)品質確保（向上）に関する技術的視点

工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工方法等に関して品質確保に資する工夫の評価項目を設定

(2)安全確保（向上）に関する技術的視点

工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の安全確保に資する工夫の評価項目を設定

(3)施工上の課題及び配慮すべき事項に関する技術的視点

工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題への対応及び配慮事項に関する工夫の評価項目を設定

- 評価項目は、(1)～(3)の視点から選択（１つの視点でも可）し、組み合わせて設定します。
- 提案は、各評価項目に対して、『手法』と『効果』に分けて記載します。
- 各評価項目に対して複数の提案ができますが、複数の評価対象となる提案が提出されていても、１項目における評価結果は変わりません。
- 一つの提案内容で複数の項目について効果がある場合もあるが、複数項目で提案内容が重複する場合、一つの項目のみの評価とします。

【評価しない事例】

- 評価項目と提案内容（手法と効果）が一致しない場合や手法、効果の記載がない場合
- 工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案である場合
- 設計図書に示されている基準を満たさない場合、設計図書に違反する提案である場合
- 具体的な実施方法（目的、場所、範囲、時期、頻度、数量、使用機材等）の記載がない場合
- 実施するための判断の方法や効果が判断できない場合
- 実施にあたり第三者との協議を要するなど不確実性を有する場合、あいまいな表現がある場合（例：「適宜」、「協議により」、「できるだけ」、「極力」、「随時」、「努める」、「配慮する」、「検討する」、「原則」などは、実施が不明確であいまいな表現のため評価しない。）
- 標準的な現場管理や安全管理、労働安全衛生に類する場合（工事看板の設置、補修や清掃等）
- 一般的な法令・規則の遵守やマナーの向上に類する場合（飲酒運転、ポイ捨ての抑止等）
- 当該工事と無関係の場合（地域やボランティア団体等が実施している清掃活動等への参加等）
- 対象箇所や対象範囲など、評価項目と提案内容が合致しない場合
- 指定した枚数超過、文字数超過、図や絵等を挿入した場合
- 一つの項目について、複数の提案を記載し、設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）に示す標準案よりも工事の品質低下が懸念される提案が１つでもある場合

【配点例】※案件により、設定する評価項目数が増減する場合があります。

評価基準	配点
設定された４つの評価項目のうち、４項目を評価した場合	８点
設定された４つの評価項目のうち、３項目を評価した場合	６点
設定された４つの評価項目のうち、２項目を評価した場合	４点
設定された４つの評価項目のうち、１項目を評価した場合	２点

評価した項目がない場合や文字数超過、様式違い、課題の取り違い	０点

＜施工計画提案の様式例（施工計画型）＞

施工計画提案書

Ａ４判１枚の合計 500 字以内を基本とする

工事名：　○○工事

項目	手法・効果	各項目（①～④）に対して、１つの具体的な技術的提案を記入
①	手法	例：○○に指定されている○○～○○区間に△△△△△△△△△△付きの□□□□□□を設置。 規模：Ｌ＝○○ｍ、Ｗ＝○ｍ、期間：○○○～○○○
	効果	○○○○○時の危険防止のため、△△△△△△を設置することで、○○○の安全性が向上する。
②	手法	例：○○○○○施工時は、□□□□□□□□□対策を実施。 箇所：○○○、材料：○○○、期間：○○後○○日間以上
	効果	○○○○○工の△△△△△を防止し、□□□□□□□□□□□□□することで、○○○○○の△△△△△を防ぐことが出来る
③	手法	例：○○○○への□□□□防止のため、△△△△△△△△△△△△を設置。 箇所：○○○、規格：○○ｍ３　１基、期間：○○○○～○○○○
	効果	○○○○を△△△△△△内から○○することで、□□を□□□□以下に抑えることが出来る。
④	手法	例：○○○○○○使用時は、△△△△△△△△△△△△を設置。 規格：○○○○○型○○○○○、期間：○○○○工施工時
	効果	○○○工施工時は、○○○と△△が△△する恐れがあるため、事故防止を図るため、△△△△△△を設置し、□□□□□□の安全性が向上する

合計文字数	字

※　施工計画提案書の作成に係る注意点（字数制限等）は、案件ごとに設定します。

＜技術提案の評価（技術提案型）＞

発注工事の課題・重要事項について、企業が持つ技術力や施工上のノウハウを契約に反映させるため、工事目的物の性能・機能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減、安全面や環境への配慮等について評価するもので、以下の⑴～⑵の２つを大項目とし、大項目の中で発注する工事ごとの特性を個別に考慮し、更に中項目（テーマ）を２つ設定し、入札公告で明示します。入札公告に示した評価項目について、それぞれ最大５つ（合計２０）まで提案を行うことができ、設計条件や現場条件等を考慮し、標準（設計書、仕様書、関係法令に基づき行うべき内容）を上回り、工事の品質向上が見込める具体的な提案を評価します。

⑴工事目的物の性能・機能に関する事項

工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、性能の持続性、強度、耐久性、安定性、維持管理の容易性等に資する工夫の評価項目を設定

⑵社会的要請に関する事項

工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、環境への配慮（騒音、振動、粉じん、悪臭、水質汚濁、土壌汚染等）、特別な安全対策、省資源・リサイクル対策等に資する工夫の評価項目を設定

・写真・図・イラストなどにより提案を補足する場合は、大項目ごとにＡ４用紙１枚（片面）までを添付できます。
・現地条件を踏まえた表現とする必要があります。（現場状況の記述、写真、図面の活用など）

【評価しない事例】

・評価項目と提案内容が一致しない場合や手法、効果の記載がない場合。
・工事目的物の基本的な形状、規格等の変更を要する提案である場合
・設計図書に示されている基準を満たさない場合、設計図書に違反する提案である場合
・具体的な実施方法（目的、場所、範囲、時期、頻度、数量、使用機材等）の記載がない場合
・実施するための判断の方法や効果が判断できない場合
・実施にあたり第三者との協議を要するなど不確実性を有する場合、あいまいな表現がある場合（例：「適宜」、「協議により」、「できるだけ」、「極力」、「随時」、「努める」、「配慮する」、「検討する」、「原則」などは、実施が不明確であいまいな表現のため評価しない）。
・標準的な現場管理や安全管理、労働安全衛生に類する場合（工事看板の設置、補修や清掃等）
・一般的な法令・規則の遵守やマナーの向上に類する場合（飲酒運転、ポイ捨ての抑止等）
・当該工事と無関係の場合（地域やボランティア団体等が実施している清掃活動等への参加等）
・対象箇所や対象範囲など、評価項目と提案内容が合致しない場合
・多大な費用を要する内容、過大なコスト負担を要する提案（オーバースペック）である場合

【配点例】

評価項目	評価内容	評価基準	配点
目的物の性能・機能に関する技術的な視点	中項目（テーマ）を２つ設定 それぞれ５つまで提案	評価する ⇒　１項目あたり１点 評価しない ⇒　０点	10 点
社会的要請に関する技術的な視点	中項目（テーマ）を２つ設定 それぞれ５つまで提案		10 点

＜技術提案書の様式例（技術提案型）＞

技術提案書

（工事目的物の性能・機能に関する事項）

工事名：　○○工事

評価項目	例：覆工コンクリートの充填性に関する耐久性向上対策

	提案内容	具体的な記述 （使用箇所、期間、規模等）	標準を上回る点とその効果	加算点
1	○○○○○○	○○（箇所）に、△△（使用材料）を□□（規模・数量等）設置し、●●する。	○○より△△となることで、□□できる。	
2				
3				
4				
5				

30 字以内
を基本とする

50 字以内
を基本とする

50 字以内
を基本とする

※技術提案書の作成に係る注意点（字数制限等）は、案件ごとに設定します。

５　ヒアリングの実施

企業の提案等の審査を行うにあたり、市側の理解が適切かどうかを確認することを目的として、必要に応じてヒアリングを行います。

配置予定技術者の監理能力及び提案に対する理解度を評価することを目的とするものではないため、必ずしも配置予定技術者に出席を求めるものではありません。

なお、ヒアリング自体を評価項目としないため加点にはなりませんが、ヒアリングの対象となった際にヒアリングを受けなかった場合は、施工計画の提案及び技術提案に係る加点を行いません。

６　秘密の保持

企業の提案は、提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないよう、また提案者の了承を得ることなく提案の一部を採用することのないよう、その取り扱いにあたっては特段の注意を払うものとします。

提案内容が一般に行われている状態となった場合は、他の本市発注工事において、提案者の同意を得ることなく無償で使用できるものとします。ただし、排他的権利を有する提案については、この限りではありません。

７　総合評価審査会

施工計画型及び技術提案型の実施においては、以下の事項を審査するため、総合評価審査会を置くものとします。

(1)落札者決定基準

(2)技術評価の決定（提案部分の評価に限る）

８　学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第４項及び第５項の規定に基づき、総合評価落札方式での恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため「学識経験を有する者」から意見聴取を行います。

（参考）地方自治法施行令第 167 条の 10 の２（昭和 22 年政令第 16 号）

第４項　普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

第５項　普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

地方自治法施行規則

第 12 条の４

普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の２第４項及び第５項（これらの規定を同令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により学識経験を有する者の意見を聴くときは、２人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

９　入札の流れ

施工計画型及び技術提案型の実施に係る基本的な入札の流れは以下のとおりです。
※実際の日程は、案件ごとに設定します。

＜施工計画型の場合（例）＞

入札公告・入札説明書の交付
　↓　20 日間程度
入札参加資格申請書・施工計画提案書の提出締切
　↓　10 日間程度
入札書の提出締切
開札
　↓　10 日間程度
落札者の決定

＜技術提案型の場合（例）＞

入札公告・入札説明書の交付
　↓　15 日間程度
入札参加資格申請書・技術提案書の提出締切
　↓　 5 日間程度
入札参加資格の確認・結果通知
　↓　15 日間程度
入札書・技術提案書の提出締切
　↓　25 日間程度
開札
　↓　 6 日間程度
落札者の決定

二段階選抜方式（案件により選択、技術提案型のみ）

技術提案型については、案件によって、二段階選抜方式により落札者の決定を行う場合があります。

二段階選抜方式は、一次審査において施工実績等の評価が上位の入札参加者を選抜し、二次審査において選抜した者から提案（施工計画提案書又は技術提案書）を求め、当該提案に係る審査を行い落札者を決定する方式です。

本市の二段階選抜方式は、一次審査において企業及び配置予定技術者の評価を行い、再評価後の技術評価点の上位 10 者（10 者目と同点者がいる場合はその者を含む。）を選抜します。

二次審査では、一次審査で選抜した者から提出された提案を評価し、一次審査で再評価した技術評価点に提案の点数を加えたものを技術評価点とします。

一次審査	評価値　＝　企業・配置予定技術者の評価の再評価点

↓　10 者選抜、提案及び入札書の提出

二次審査	評価値　＝　（企業・配置予定技術者の評価の再評価点 ＋ 技術提案の評価点） ／入札価格

10　結果の公表

契約手続きの透明性の確保のため、技術評価項目や配点などの落札者決定基準等については、入札公告で明らかにし、落札者を決定したときは、次に掲げる事項を公表する。

＜公表する事項＞

① 工事名
② 入札参加者名
③ 入札価格
④ 評価値
⑤ 技術評価点（企業の評価、配置予定技術者の評価、施工計画の提案又は技術提案のそれぞれの合計点）
⑥ 評価対象者　など

＜公表例＞

１－１

工事名：〇〇〇〇工事							
番号	業者名	入札金額	評価価格以上	技術評価点	評価値	落札者	備考
1	A	111	×	120.0	120.0000		
2	B	222	×	115.0	115.0000		
3	C	333	〇	125.5	125.5000	〇	
4	D	444	〇	120.0	120.0000		
5	E	555	〇	118.0	118.0000		

１－２（施工計画型の場合）

工事名：〇〇〇〇工事						
番号	業者名	施工計画の提案	企業の評価	配置予定技術者の評価	加算点	備考
1	A	4.0	6.0	4.0	14.0	
2	B	2.0	6.0	4.0	12.0	
3	C	8.0	5.5	4.0	17.5	再評価後評価値
4	D	6.0	6.0	4.0	16.0	
5	E	4.0	5.0	3.0	12.0	

※競争入札参加資格の確認並びに企業の評価及び配置予定技術者の評価に係る得点の再評価については、落札候補者となった業者のみ実施します。

１－２（技術提案型の場合）

工事名：〇〇〇〇工事							
番号	業者名	技術提案		企業の評価	配置予定技術者の評価	加算点	備考
		工事目的物の性能・機能に関する事項	社会的要請に関する事項				
1	A	5.0	5.0	6.0	4.0	20.0	
2	B	2.0	3.0	6.0	4.0	15.0	
3	C	8.0	6.0	5.5	4.0	25.5	
4	D	5.0	5.0	6.0	4.0	20.0	
5	E	7.0	3.0	5.0	3.0	18.0	

11　評価内容の担保

(1)提案の履行について

施工計画提案書及び技術提案書に記載された提案について、評価対象となったものについては、履行義務が発生するため、発注者と受注者の責任を明確に定めるとともに、その履行を確保するため契約事項とし、契約書及び特約条項に明記するものとします。

監督員は、受注者が提出する施工計画書に提案内容が適正に記載されるよう確認、指導を行います。

また、契約書に明記した提案の内容変更については、変更契約の対象になりません。

なお、加点対象とならなかった提案は、履行義務は発生しませんが、受注者による適切な履行を妨げるものではありません。（ただし、発注者が認めない提案を除く）

(2)地場企業等の活用について

受注者は、評価項目の「地場企業等の活用」に該当する旨を申請し評価された場合は、評価内容を満たす施工を行わなければならないものします。評価内容を満たす施工が行われない場合は、工事成績評定点から当該評価による得点分を減点します。

(3)履行義務違反によるペナルティ

工事発注課は、実施内容を記載したチェックリストを作成し、チェックリストを基に履行を確認し、記録します。履行されていない事項については、まず期限を定め文書で履行を求め、それでも履行されない場合は、設計変更での減額を行わず、以下の取扱いとします。ただし、やむを得ない理由があるとして提案内容を履行できないことを市が認めた場合（自然災害等の不可抗力又はその他特別な事情がある場合）を除きます。

＜施工計画型＞

・　工事成績評定点の減点

履行義務のある提案内容について、落札者の責に帰すべき事由により履行できなかった提案が一つでもある場合、得点にかかわらず、工事成績評定点から施工計画に係る配点の満点（８点）を減点します。

＜技術提案型＞

・　工事成績評定点の減点

履行義務のある提案内容について、落札者の責に帰すべき事由よりにより履行できなかった場合、工事成績評定点から、履行出来なかった評価項目に応じて、その項目の配点相当を減点します。

・　違約金の徴収

履行義務のある提案内容について、落札者の責に帰すべき事由より履行できなかった場合、該当する評価項目について再評価を行い、次の式により算出した違約金に消費税相当額を加えて得た額を徴収します。ただし、違約金の額は、契約金額を上限とします。

違約金　＝　入札価格　×（１－施工後の再評価点／当初契約時点の技術評価点）

※　円未満は切り捨てるものとする。

※　違約金は、上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

12　その他

案件ごとの詳細については、個別の入札公告及び入札説明書によることとします。